

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生課 （ 06-6208-9996 ）
処分課（担当）名	大阪市食肉衛生検査所
処分の名称	と畜場以外の場所で獣畜をとさつすることができる場合の許可
概 要	災害その他の事故でと畜場が使用できない場合や、離島などでと畜場以外の場所で獣畜をとさつすることがやむを得ないなどの場合で、市長の許可を得てとさつ又は解体する場合は申請が必要となります。
根拠法令等 及び条項	と畜場法施行令第 4 条 と畜場法第 13 条第 1 項第 4 号及び第 14 条第 4 項
審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ・と畜場以外の場所で獣畜をとさつすることができる場合として定められているものは、 <ul style="list-style-type: none"> 一 災害その他の事故により、と畜場が滅失し、又はその設備がき損し、と畜場以外の場所においてとさつすることがやむを得ない場合 二 離島であるため、その他土地の状況により、と畜場以外の場所においてとさつすることがやむを得ない場合であつて、かつ、都道府県知事が指定した地域において、又は都道府県知事の許可を受けて獣畜をとさつする場合
標準処理期間	処分の性質上、標準的な期間を設定することはできません。
経由日数	なし
提出先	大阪市食肉衛生検査所
提出時期	随時
提出方法	とさつ又は解体検査申請書及び手数料を大阪市食肉衛生検査所へ提出してください。 とさつ又は解体検査申請書を提出すれば、生体検査から解体検査まで受けることができます
手数料	牛及び馬：1 頭につき 400 円 豚、子馬、子牛、山羊及びめん羊：1 頭につき 200 円
相談窓口	大阪市食肉衛生検査所
ホームページ	
備 考	